

磐田市立総合病院 院内移動電話サービス
仕様書

1. 調達概要

1.1. 目的

磐田市立総合病院（以下、当院）において、既存の構内電話交換機（以下、PBX）と携帯電話間の内線通話を可能にする下記仕様のシステムを構築する。

1.2. 調達件名

磐田市立総合病院 院内移動電話サービス

1.3. 調達物品及び数量

- ア. スマートフォン 250 台
- イ. クリアケース 250 個
- ウ. 医療用ストラップ 250 個
- エ. FMC サービス、および、機器一式
- オ. MDM システム 315ID（今後 700ID まで追加が可能なこと）

1.4. 納入場所

磐田市立総合病院

1.5. 契約期間等

ア. 納入期限

- スマートフォン 250 台 2025 年 12 月 31 日まで
- FMC 構築期限 2025 年 12 月 31 日まで
- MDM システム 315ID 2025 年 12 月 31 日まで

イ. 通信契約 2025 年 12 月 1 日から 2030 年 11 月 30 日まで

ウ. 携帯端末契約 スマートフォンは 5 年間のレンタル契約とする。

2. 機能要件

2.1. 基本機能

既設 PBX に収容されている内線電話（固定電話機）と今回導入する FMC サービス対応の携帯電話端末間で内線通話が可能であること。また、FMC サービス対応の携帯電話端末から既設 PBX に収容されている回線を利用した外線通話が可能であること。

2.2. FMC サービス

ア. 既設 PBX との連携を前提とし、内線番号で下記端末間の呼び出しおよび通話が可能であること。

- ① 固定内線電話および PHS ⇔ FMC サービス対応の携帯電話端末
- ② FMC サービス対応の携帯電話端末 ⇔ FMC サービス対応の携帯電話端末

イ. FMC サービス対応の携帯電話端末より、下記転送機能で内線通話を転送できること。

- ① 保留転送機能

内線通話中の通話を他の内線に転送する機能

② 話中転送機能

内線着信先の FMC サービス対応の携帯電話端末が話し中の場合、予め登録した内線に転送する機能

③ 無条件転送機能

FMC サービス対応の携帯電話端末への内線着信全てを予め登録した内線に転送する機能

④ 圏外転送機能

内線着信先の FMC サービス対応の携帯電話端末が圏外、または、電源 OFF の場合、予め登録した内線に転送する機能

ウ. 電話帳参照機能

FMC サービス対応のクラウド型電話帳を利用し内線発信ができること。

エ. 内線番号通知機能

内線呼び出し時において、発信端末の内線番号を着信端末に通知し、着信履歴より折り返しで呼び出しができること。

オ. 当院にて操作可能な以下の管理機能を提供すること。

① 内線番号設定機能

FMC サービス対応の携帯電話端末の内線番号を設定、変更ができる機能

② 内線番号電話帳機能

FMC サービス対応のクラウド電話帳にて内線番号を登録、変更ができる機能

カ. 携帯電話端末交換対応

FMC サービス対応の携帯電話端末の故障時には、SIM カードの入替にて内線番号の移行ができること（SIM カードの入替で同じ内線番号が別の同等端末に移行できること）。

キ. 外線発信規制機能

FMC サービス対応の携帯電話端末の通信事業者から付与される携帯電話番号（090/080/070）からの携帯電話としての通話（外線発信）を規制出来ること（相手先に、090/080/070 で始まる「携帯電話単体機能としての発信」を規制できること）。

ク. 外線発信（既設 PBX を利用した 0 発信）機能

FMC サービス対応の携帯電話端末から、既設 PBX 経由で外線発信（特番+0 発信）を行う事ができること。また、電話帳から内線番号発信と同様に発信できること。

ケ. ダイヤル可能桁数

FMC サービス対応の携帯電話端末からの内線発信及び外線発信に支障がない発信桁数を利用可能なこと。また、2～7 若しくは、2～8 で始まる 4 桁の番号を内線番号として使用可能なこと。

2.3. MDM 機能

MDM 機能として、以下の機能備えるよう調整すること。

- ア. 端末紛失、盗難時における遠隔ロック、及び、ワイプ機能
- イ. 遠隔によるアプリ制限、配信、削除機能
- ウ. 各種制限機能を用いた端末個別機能制限が可能な事
- エ. MDM ベンダーと連携し、各種情報提供及び一時的な契約数の増に即時対応可能な事
- オ. 電子カルテ用 PDA と共用することから、mobiconnect スタandardプランとする。
mobiApps ライトコース必須

2.4. スマートフォン

- ア. 音声通話可能な携帯端末が利用できること。
- イ. 通信キャリア回線 (3G/4G/5G) 及び Wi-Fi (IEEE 802.11 a/b/g/n/ac) によるデータ通信ができること。
- ウ. 端末は下記と同等品以上のものとする。
 - OS : iOS18 以上
 - 内蔵メモリ : 64GB 以上
- エ. 保護ケース (耐衝撃性) 付とする。
- オ. 6 インチ以上のディスプレイを有すること。
- カ. 800 万画素以上の画像を撮影できること。
- キ. 最低限 320×240 ピクセル、毎秒 30 コマの動画を撮影することができること。
- ク. IPX5 または 8 相当の生活防水機能を有すること。
- ケ. IEEE802.1X 認証を使用できること。
- コ. 4GB 以上の内蔵フラッシュメモリを有すること。
- サ. 電波法で定められた技術基準に適合していること。
- シ. 新品であること。

3. FMC サービス構築要件

3.1. 同時通話チャンネル数

FMC サービス対応の携帯電話端末と既設 PBX 経由の同時通話数は 32 チャンネル以上とすること。(固定内線電話、PHS 内線電話、及び、外線 0 発信で利用する同時通話チャンネル数)

3.2. 通信機器等

既設 PBX と接続する為に必要な通信機器を設置すること。ただし、既設 PBX に追加増設する基板、及び、工事費用は対象外とする。

3.3. FMC サービス対応の携帯電話端末

FMC サービス利用に関する各種設定を行うこと。

3.4. FMC サービス構築対象外

FMC サービスを利用するに際し必要な既設 PBX の改修費用（基板、ソフトウェア、及び、工事費用）については、本調達の対象外とする。

3.5. 工事業者との調整

FMC サービスの構築に必要な設計、施工、試験、及び、PBX 工事業者との調整を実施すること。

4. 院内の電波状況

- ア. 業務にて FMC を利用するエリアについては改善方法及び、対応可否の説明を行うこと。また、事前に電波状況調査を行う場合には、当院職員に許可を得ること。
- イ. FMC サービス開始後に建物の増改築等で電波改善が必要なエリアが判明した場合、協議し速やかに電波改善対策を行うこと。
- ウ. 電波改善対策にて費用がかかる場合はその費用を提示すること。

5. 契約者の条件

5.1. 電気通信事業者

電気通信事業法第 9 条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかわる無線局を自ら開設、運営している事業者であること。

5.2. 事業所

- ア. 院内移動電話サービス導入における運用保守体制を考慮し、事業所が県内に存在すること。また、端末故障時や緊急時に概ね 2 時間以内で当病院へ到着できる距離であること。

5.3. 災害対策

- ア. 静岡県、愛知県、長野県いずれかの拠点に車載型、可搬型移動基地局等災害対策関連の車両・物品を保有していること。また、保有している車両・物品リストを開示すること。
- イ. 緊急時、災害時の通信の確保を目的として、災害時優先電話の付与が一定割合で可能であること

5.4. （入札要領の参加資格へ記載する）施工時の注意

施工は院内業務への影響を最小限として、事前に影響範囲を通知すること。また、電波状況改善対策工事を行う際、粉塵等による感染対策（養生、及び、迅速な清掃等）を実施すること。

5.5. 医療情報対応について

スマートフォンの利活用において、3 省 2 ガイドラインに準拠した提案対応ができる

こと。また本調達に関して医療情報に関わる各種業者との調整行為が実施できること。

6. 見積条件

6.1. 見積範囲

- ア. FMC サービス対応の携帯電話端末はレンタルとし、レンタル費用は月額料金に含めること。
- イ. 携帯電話端末のレンタル契約に対し、端末故障時の補償サービスを月額料金に含めること。
- ウ. 月額料金に下記の通話、及び、パケット通信の料金を含むこと。
 - ① 定額音声通話
 - ② パケット通信 10GB /台 (ただし上限量を超えた際に速度制限がかかることなく従量制に移行できること。)
- エ. 機器費用、システム構築費用、FMC サービス利用料金、MDM サービス利用料金、携帯電話端末回線の使用料金等、全契約期間における FMC サービス利用に必要な全ての費用を総額費用に含めることとする。また別途提示を求められた場合にはその内訳を提示すること。
- オ. ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については、月額料金に含め、令和7年4月1日時点の料金を想定の上算出すること。
- カ. システム構築後、必要に応じて利用者に対して説明会の実施または説明動画を提供すること。また、必要な費用は本費用に含めること。

6.2. FMC サービス対応の携帯電話端末台数

FMC サービス対応の携帯電話端末の契約予定台数は250台とする。

6.3. 携帯電話端末付属品

FMC サービス対応の携帯電話端末全数に、以下を付加すること。

- ア. 携帯電話端末を利用するにあたり必要な充電器等 一式
- イ. ストラップを取り付け可能な端末保護用クリアケース (耐衝撃性) 一式
- ウ. 医療用途であることがわかる赤色のストラップ 一式

6.4. 導入時キitting

端末初期導入において以下内容を事前にキittingすること。尚、事前キittingに関わる費用が発生する場合にはその費用を含めること。

- ア. 指定の端末情報 (管理番号等) を記載したラベルの端末貼り付け。
- イ. クリアケース、医療用ストラップの取り付け。

6.5. 保守要件

円滑な運用を行うため、下記要件を満たすこと。

- ア. 破損、故障、紛失時に所定の手続きを経て速やかに代替品への交換が行える体制を構築すること。
- イ. 故障時は特定拠点の利用などの諸条件を明確にすること。
- ウ. 故障及び紛失時にかかる対応方法及び、1台あたりの保守費用を明確にすること。
- エ. 紛失時に備えスマートフォンの強制ロック権限を当院へ提供し事前に運用方法を管理者へ説明すること。

6.6. その他

仕様書に記載のない事項であっても、機器構成上の必要な機能を備えた上で、最適な構成の提案及び見積を実施すること。

7. 機密保持

業務遂行上知り得た個人情報、機密事項について本業務のみに利用するものとし契約期間中、契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

8. 仕様内容

本仕様書に定めのない事項及び仕様変更が生じた際は別途協議の上、定めることとする。

9. 完成図書

構築完了時は、機器構成、設定及び試験結果を記載した完成図書を提出すること。